

## 実勢賃借料をお知らせいたします！

平成24年1月1日から12月31日までの農地（田）の賃貸借契約の実績に基づく、実勢賃借料は次のとおりです。

### 【実勢賃借料】

※10a当たり単価

区分	最高額	最低額	平均額	賃借面積	賃借筆数
上田	14,000円	13,000円	13,933円	222,386㎡	26筆
中田	11,000円	11,000円	11,000円	151,513㎡	11筆
下田	9,000円	8,000円	8,806円	171,315㎡	19筆

### 【参考賃借料】

※10a当たり単価

区分	上田	中田	下田
金額	14,000円	11,000円	9,000円
適用地区	東の一部(6) 新盛 西栄 南の一部(12) 北部の一部(16・17) の各地区	日の出の一部(3) 協栄の一部(7) 北部の一部(10) 南の一部(13・27) 中央西の一部(11) の各地区	日の出の一部(1・2) 東の一部(4・5) 協栄の一部(8・9)  の各地区

※（ ）内は、旧行政区です

## 農地を相続した時は届出が必要です！！

平成21年の農地法改正により、農地を相続した時に「農業委員会への届出」が義務付けられました。

これは、農業委員会が農地の権利移動を把握して農地の有効利用を図るものであり、農地を相続などで権利取得した時には、農地のある市町村農業委員会へ届出をお願いいたします。

- どんな時に必要なの？・・・相続や法人の合併・分割等により所有権を権利取得した時です
- 手続きはどうするの？・・・相続等で権利移動した農地のある市町村農業委員会へ届出をお願いします（出来れば登記終了後の届け出をお願いします）
- 必要な書類等は？・・・登記完了証（登記申請書）、印鑑

～ 取得した農地は農地としての利用をお願いします！ ～

※なお、この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません。

※相続などの所有権移転等の登記は、法務局で申請が必要です。

農委だより

発行  
秩父別町農業委員会

2013

3月号

## 農地転用をするには許可が必要です!!

農地の転用とは、「農地を非農地にする」ことであり、具体的には農地を住宅や農舎・格納庫を建設する用地にしたり、公共事業による道路や用水路の用地にすることです。

申請は、農業委員会（総会での審議が必要）を経由して北海道知事へ提出され、許可が出るまでに2～3ヶ月程度かかります。また、転用する場所や理由により転用許可がされない場合もありますので、申請前に農業委員会事務局でご確認をお願いします。

転用許可を受けずに転用した場合には農地法違反となり、北海道知事から工事の中止や原状回復などの命令をなされる場合があります、個人には3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあつては1億円の罰金が科せられる場合があります。

### ◆誰が転用するかにより、農地法の適用条項が変わります

- ①農地法第4条に係る申請 ～ 自己所有の農地を転用する場合
- ②農地法第5条に係る申請 ～ 土地の所有者以外の者が、申請地を売買や贈与などの権利移転または賃貸借などの権利設定により、使用目的の転用をする場合

### ◆農地転用申請におけるポイント

- ①申請にあたり様々な書類が必要ですので、申請前に農業委員会事務局へお越してください。  
※事務局で農地転用の申請書、必要書類の一覧を用意しています
- ②将来的に家を建てる目的での用地造成といった転用申請は受け付けられません。  
※申請時に建物の配置図や見積書、融資証明・残高証明の提出が必要です
- ③農地転用と同時に他法令の許認可も必要な場合があります。  
※農業振興地域の整備に関する法律による「農用地からの除外申請」  
(申請地が農業振興地域内の農用地の指定を受けている場合)  
※「建築確認申請」(建築基準法第6条)
- ④転用許可後は「地目変更登記」を忘れずに行ってください。  
※地目変更登記は申請者が行ってください



農地問題・  
農業者年金相談会開催

2月6日、農業委員会・農業者年金協議会主催による「農地問題・農業者年金相談会」が開催されました。

この相談会は、農閑期である冬期間に農地や農業者年金の相談が数多く寄せられるため、平成21年から毎年2月に開催しています。

相談に来た方は、農地の売買や経営移譲年金の受給方法等について、農業委員や事務局職員の説明を熱心に聞いていました。

◎ 農地に関することや農業者年金のお問い合わせ ◎  
農業委員会事務局 電話 33-2111 (内線63番)



認定こども園くるみで節分お楽しみ会が行われ、子供たちは手作りのお面や豆入れを手に、元気よく豆をまきました。鬼を怖がる子や立ち向かっていく子など反応はそれぞれでしたが、最後には皆仲良く集まって豆を食べました。

広報に掲載した写真をご希望の方、広報に関するご意見ご要望は、総務課総務グループ（広報担当）までご連絡願います。（※写真は電子メール送信による提供も可能です）  
・電話 33-21111（内線31番）  
・メール kouhou@chippubetsu.jp



午前と午後の2回、秩父神社において厄祓祭が行われ、今年還暦を迎える人や厄年となる人らが集まり、宮司から厄除けの札と福豆をもらってお祓いを受けました。また、節分ということもあり、その場で豆まきも行われました。



まちづくりグループ「愛郷会」寺迫会長より、受験を控えた中学3年生に全員合格を祈り、絵馬やお守りをプレゼントしました。この絵馬には生徒それぞれの思いを記し、愛郷会を通じて香川県綾川町の「滝宮天満宮」に奉納されます。



まちづくり協働隊による冬のイベント雪あそびがスポーツセンター周辺で開催され、集まった子供たちはチューブ滑りやフリスビードックで遊んだり、スノーモービルの試乗や犬ぞり体験をしたりなど、寒空の中を元気に楽しんでいました。



認定こども園くるみで、布遊具・布絵本サークル「ぷちパンプキン」による人形劇が上演されました。この日は「泣いた赤おに」「おたまのチョロリくん」「おさんぼ子やぎちゃん」の3本が上演され、子供たちは真剣に見入っていました。



小学校において、4月に入学予定の21名の子供たちの一日入学体験が行われました。お母さんたちが入学説明を受けている間、子供たちは4人の1年生のお姉さんたちと一緒に体育館で遊んだり、教室でお絵かきの授業を受けたりしました。



秩父神社（黒田卓夫宮司）で建国祭が行われ、神薙町長や町団体の代表者ら14名が参列しました。宮司による祝詞奏上の後、玉串奉てんが行われ、日本の歴史を振り返り、秩父別町の平和と繁栄を祈願しました。



食から始まる健康へのきっかけ作りとして生き活き館で行われた料理教室には、町内の女性ら23名が参加しました。深川市の赤松朋香栄養士の指導のもと、低カロリー・低塩分の料理5品目を作り、参加者全員でおいしくいただきました。



赤十字奉仕団「やまびこの会」（早川雅子代表）のメンバーが、4月の入学式で児童全員に贈るためのマスコットを作製しました。メンバーは色とりどりの布を針と糸を上手にを使って縫い合わせ、可愛らしいフクロウを作り上げました。



秩父別町ふるさと大使である演歌歌手・守屋光二さん（埼玉県在住）が秩父別町を訪れ、午前中役場で神薙町長に近況報告をされ、午後からアットホームサルビアを含む町内3つの施設で公演会を行いました。公演会では、代表曲である百歳音頭をはじめ数多くの演歌が歌われ、百歳音頭では町内の婦人の方々が、百歳音頭と書かれた黄色の半被を着て、歌に合わせて踊りを披露。また聞きなじみのある曲を一緒に口ずさんだり身体でリズムを取ったりと思い思いに楽しんでいました。